

重点目標一覧表（中間報告調書）

担当部局名	福祉部
-------	-----

【令和2年度重点目標】

重点目標	社会福祉施設の今後の方向性の検討	期限・数値目標等	進捗状況・進捗度
1	<p>具体的な重点取組項目（箇条書き）</p> <p>(1) デイサービスセンター（管理運営方法の見直し）</p> <p>(2) つむぎの家（施設更新の方向性の検討）</p> <p>(3) 高齢者福祉センター（更新の方向性の検討）</p> <p>(4) ふれあい福祉センター（更新の方向性の検討、長寿化事業の実施）</p> <p>(5) 点字図書館（更新の方向性の検討）</p>	<p>(1) 運営主体の決定、協議</p> <p>(2) 建替えに向けた検討</p> <p>(3) 方向性の検討</p> <p>(4) 方向性の検討、長寿化事業の実施</p> <p>(5) 方向性の検討</p>	<p>(1) 武石デイ：運営を民間に移管するため9月議会に廃止条例を提出、その他検討継続デイ：指定管理更新の実施</p> <p>(2) 指定管理者や医療機関及び圏域における「医療的ケア児等支援連携推進委員会」などと継続的な協議を実施。</p> <p>(3) 他自治体の更新事例の確認</p> <p>(4) 長寿化事業について個別施設計画に位置付け、屋根防水工事、空調機器交換工事について予算措置。8月1日着工。</p> <p>(5) 個別施設計画を作成する中で、近隣施設との複合化や他の施設への機能移転など、庁内において方向性を検討するとともに、県や県身障協との協議を継続実施。</p>
重点目標	共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実	期限・数値目標等	進捗状況・進捗度
2	<p>具体的な重点取組項目（箇条書き）</p> <p>①手話言語関連条例の制定【新】</p> <p>(1) 条例制定</p> <p>(2) 職員への理解と啓発の推進</p> <p>(3) 市民・事業者への理解と啓発の推進</p> <p>②第三次上田市障がい者基本計画、第6期上田市障がい福祉計画、第2期上田市障がい児福祉計画の策定【新】</p> <p>(1) 障がい施策審議会での諮問、審議・検討、答申</p> <p>(2) 国、県、上小圏域との整合性の確保</p> <p>③障がいへの理解と啓発</p> <p>(1) 障がい福祉制度のしおりの活用【新】</p> <p>(2) 職員研修による障がい理解の向上</p> <p>(3) 障がいを理由とした差別等に対する相談等</p> <p>④障がい特性に応じた支援体制の充実</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等の体制整備、促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童における通所施設利用の推進 ・医療的ケアが必要な障がい児・者への支援 <p>(2) 障がい者の権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待事案に対して迅速・適切な支援 ・成年後見制度の利用促進と中核機関の検討 <p>⑤障がいのある方の経済的な自立を支援</p> <p>(1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課への協力依頼、補助金交付団体、指定管理者、委託先等への協力依頼 <p>(2) 農福連携の推進</p>	<p>(1) 4月パブリックコメント、7月制定</p> <p>(2) 朝礼で手話（毎日）、庁内拡大</p> <p>(3) 合理的配慮、施策の協力推進</p> <p>(1) 3計画を年度内策定</p> <p>(2) 情報収集により整合性を図る</p> <p>(1) 通年でしおりを活用しての啓発</p> <p>(2) 8月（新任職員）、10月（一般職員）</p> <p>(3) 随時、迅速な対応</p> <p>(1) 地域定着支援台帳整備</p> <p>(2) 後見制度利用促進の中間施設の検討</p> <p>(1) 目標調達額：10,000千円</p> <p>(2) 関係部所、機関等と連携し推進</p>	<p>(1) パブリックコメントの実施（4/1～4/30）、条例の公布、施行（7/1）</p> <p>(2) 朝礼にて朝礼当番における手話講座の実施（4/1～毎日）、庁内拡大に向けた検討</p> <p>(3) HPへの条例掲載（7/1）、チラシを作成し民生児童委員会定例会により周知（9月）、出前講座（9/5）</p> <p>(1) 5月予定の審議会はコロナ禍で中止（資料送付）、第1回諮問（7/31）、第2回審議・検討（9/29）</p> <p>(2) 国から指針の通知（5/21）、県主催のweb会議（9/18）、圏域での検討会議（5/22、6/25、7/22、8/20、9/24）</p> <p>(1) R元年度作成の「障がい福祉制度のしおり」の活用（窓口等において制度説明等で活用。4/1～）</p> <p>(2) 新任職員研修（8/28）、一般職員（10/27AM、10/27PM、10/28AM予定）</p> <p>(3) 障がいを理由とした差別等に関する相談 上半期1件</p> <p>(1) 地域定着支援台帳の整備（9月30日現在201件）</p> <p>コロナ禍における緊急対応について輪番法人と協議（6/30、10/7予定）</p> <p>(2) 障がい者虐待に関する相談・通報 上半期10件（うち虐待認定件数3件）</p> <p>成年後見制度 上小圏域成年後見支援センター4市町村懇談会（7/21、9/25）</p> <p>中核機関の設置等について協議</p> <p>(1) 調達方針の作成（4月）、全庁的な取組み依頼（4月）、市内事業所へのアンケート調査（7月）、HPの整備・掲載（9月）、事業所による庁内販売（毎月第2、4木）</p> <p>(2) ブルーベリー農家の収穫作業をマッチング（1事業体を実施、7/26～8/18のうち8日間）□</p>

重点目標	地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組		
	具体的な重点取組項目（箇条書き）	期限・数値目標等	進捗状況・進捗度
3	<p>①第8期高齢者福祉総合計画の策定【新】</p> <p>(1) 介護保険運営協議会への諮問 (2) 介護保険運営協議会での審議 (3) 介護保険運営協議会からの答申</p> <p>②自立支援、介護予防・重症化防止の推進</p> <p>(1) 訪問型・通所型サービスBの推進・支援 (2) 地域リハビリテーション（フレイル予防）の実施 (3) 訪問型サービスDの推進【新】 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新】</p> <p>③認知症施策の推進</p> <p>(1) 認知機能検査の導入・実施【新】 (2) 認知症サポーターの養成</p> <p>④高齢者の生きがい対策と福祉サービスの充実</p> <p>(1) 地域サロン事業の推進 (2) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入推進【新】 (3) 敬老祝金支給事業の見直しと周知</p> <p>⑤生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化</p> <p>(1) 第2層協議体の開催 (2) 生活支援コーディネーター活動への支援 (3) 地域包括支援センターの事業評価・事業点検の実施</p> <p>⑥介護サービスの円滑な提供体制の構築</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携事業の推進 (2) 介護施設の基盤整備 (3) 介護人材確保に係る奨学金制度の周知</p> <p>⑦第三次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進</p> <p>(1) 住民支え合いマップの維持管理と更なる有効活用と定着</p>	<p>(1) 年度内（6月） (2) 年度内（6月～1月） (3) 年度内（1月）</p> <p>(1) 訪問3か所・通所5か所を実施 (2) 165か所を実施 (3) 2か所を実施 (4) 通いの場（高齢者サロン等）40か所を実施</p> <p>(1) 市・全包括に導入。検査人数1,500人 (2) 養成人数1,500人</p> <p>(1) 新たに20か所開設 (2) 加入者数300人 (3) 条例改正並びに関係者及び市民への周知</p> <p>(1) 6回以上開催 (2) 研修会開催、助言指導等2回×10地区 (3) 全10か所を実施</p> <p>(1) 研修会の開催、医療・介護事業所システム利用促進 (2) 事業所2か所の開設 (3) 関係課と連携し説明会を開催。対応策の検討</p> <p>(1) 未更新自治会への対応勧奨</p>	<p>(1) 介護保険運営協議会へ諮問（R2.8.21） (2) 介護保険運営協議会で審議2回開催（うち1回は書面による） (3) 答申に向けて協議中</p> <p>(1) 通所1か所を実施 (2) 1か所増の152か所 152か所中68か所を実施 (3) 実施なし (4) 4か所を実施</p> <p>(1) 9.1から事業開始。9.20現在28人検査。 (2) 53人</p> <p>(1) 新規開設なし。 (2) 保険内容を決定し、契約保険会社を選定中。 (3) 改正案及び代替事業を検討し、民生児童委員協議会定例会で意見聴取。</p> <p>(1) 未開催 (2) 研修会1回開催 助言指導1回×10地区 (3) 全10か所を実施</p> <p>(1) 研修会は未開催、システム利用は増加（アクセス数月平均1,153件、登録事業所数227） (2) 事業所2か所開設 (3) 関係課と調整中</p> <p>(1) 新規協定 2自治会、更新着手 19自治会。新規導入や更新を希望する自治会に対し、制度内容を周知。</p>

重点目標	生活困窮者の自立に向けた支援の推進		
	具体的な重点取組項目（箇条書き）	期限・数値目標等	進捗状況・進捗度
4	<p>① 生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施</p> <p>(1) 就労準備支援事業の実施（生活保護受給者、生活困窮者） (2) 家計相談支援事業の実施（生活保護受給者、生活困窮者/継続支援を含む） (3) 子どもの学習支援事業の実施（生活保護・生活困窮者世帯の小学4年生～中学3年生）</p> <p>② 適切な生活保護の実施と制度の運用</p> <p>(1) 就労自立給付金等の活用による就労自立 (2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促す (3) 後発医薬品の使用促進 (4) 生活保護費返還金の滞納者数及び滞納額の縮減 ・ 収入申告書提出の指導徹底による新規対象者の発生抑制 ・ 未納者及び分納不履行者への催告書の送付</p> <p>③ ひきこもり状態にある方や家族への支援策の検討</p> <p>(1) ひきこもりの実態状況の把握方法の検討 (2) 各相談窓口で得られた情報に基づく関係課や関係機関との支援体制の整備</p>	<p>(1) 15名 (2) 15名 (3) 5名</p> <p>(1) 就労による自立ケース15件 (2) 被保護者30人以上の受診 (3) 使用割合85%以上 ※国目標80% (4) 現年度分：収納率55%以上</p> <p>(1) 先進事例を参考に実態把握方法の検討 (2) 庁内、関係機関との支援体制の整備</p>	<p>(1) 生活保護受給者2名、生活困窮者18名 (2) 8名 (3) 生活保護受給世帯3名、生活困窮世帯3名</p> <p>(1) 就労による自立ケース 6件（達成率 40%） (2) 被保護者 20名受診（達成率 66%） (3) 使用割合 89.8%（達成率 105%） (4) 現年度分：収納率32%以上</p> <p>(1) 先進事例の実態把握方法を検討中 (2) 支援体制の整備方法を検討中</p>

※ 評価基準 [◎：目標を上回る進捗] [○：目標どおり進捗] [△：未進捗の部分あり] [×：全て目標未進捗]